

犯罪被害者支援の強化について

資料 2

国制度の足らざるところを補完的に支援するため、令和8年度当初予算を目指し、

- 県と市町村が連携して、「新たな経済的支援制度」を創設してはどうか。
- 創設に当たり、県・市町村で基金を積むことはどうか。(参考:被災者住宅再建等支援制度)

国の支援制度

犯罪被害給付制度(遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金) R6.6.15改正

故意の犯罪により死亡・重傷病(入院3日以上かつ加療1月以上)・障がいの被害を受けた者・遺族に、年齢や収入に基づき算定した額を一時金として給付する制度 (決定までに要する期間:平均8.6月)

犯罪被害者支援弁護士制度 R8.1.13創設

故意の犯罪により死亡・負傷(治療期間が3月以上又は一定の後遺障害)の被害を受けた者等又は性犯罪被害者が、被害直後から無料で様々な手続きに弁護士からの支援が受けられる制度

制度の足らざるところ

- ・ 被害直後から余儀なくされる理不尽な支出(葬儀代・家族の医療費・交通費・転居等)への支援がない
- ・ 身体的被害がない犯罪被害への支援がない
- ・ 交通事故と比べて遺児への支援が低いほか、きょうだい等が死亡等した子どもへの支援がない
- ・ 損害賠償訴訟で勝訴したにもかかわらず加害者が支払わないことで、時効(10年)が完成することを阻止するために必要となる再提訴費用への支援がない など

◆ 新たな経済的支援制度の方向性(案)

- 被害後早い段階で発生する各種費用や転居・防犯対策費用に対する迅速な支援
- 被害により生活が維持できなくなる者に対する支援
- 犯罪被害者家族である子どもに対する支援
- 時効更新のために再提訴をする者に対する支援